



2233

土建第 1573 号

平成 25 年 11 月 12 日

沖縄県医師会長 殿

沖縄県土木建築部長



病院及び診療所に係る建築物・建築設備の定期点検について

平素より、本県の建築行政にご協力いただき、感謝申し上げます

さて、ご承知のとおり 10 月 11 日に福岡県福岡市の整形外科において火災が発生し死者 10 名、負傷者 5 名の犠牲が出る惨事となりました。

この火災については現在原因等の究明が行われているところですが、建築確認の届出をせずに増築され、その際、防火戸に必要な改修を行っていなかったことが確認されており、また、防火戸が作動しなかったことが被害の拡大につながったと考えられております。

建築物の維持保全について、建築基準法（以下、「法」という。）第 8 条で建築物の所有者等は「その建築物の敷地、構造及び建築設備を適法な状態に維持するよう努めなければならない」とされ、法第 12 条では、一定規模以上の建築物及び建築設備（排煙設備や非常用照明等）について定期的に調査・検査を行い、所管特定行政庁に報告することを義務付けております。

この定期報告制度は、定期的に建築物の状況を調査・検査することによって、防災上不備のある箇所をなくし、火災や地震等の災害時にその被害を最小限にとどめるために行われるものです。

今般、国からの通知により、本県においても一定規模の病院、診療所に対し定期報告状況の確認を行うとともに、定期報告未報告事業者については、法第 12 条第 5 項の規定に基づき施設の点検状況の報告を求める予定です。また、報告の内容が不適切である場合や報告未提出の施設に対しては、立ち入り調査を実施し建築基準法の適合状況を点検する予定です。

つきましては、建築物等の維持保全について引き続き取り組んでいただくとともに、特定行政庁による調査・点検にご協力いただきますよう、貴会員に対する周知をお願いします。

記

1. 定期報告の必要な建築物について

定期報告の必要な建築物は各特定行政庁が定めるため、各地域によって異なりますが、沖縄県内の特定行政庁においては主に以下のように定めています。

(1) 定期報告対象建築物・建築設備

以下のアまたはイに該当する建築物

ア 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）で、その用途に供する部分が3階以上の階にあるもの（当該階のその用途の部分が100㎡以下のものを除く。）

イ その用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上のもの

(2) 定期報告の時期

ア 建築物の報告時期 3年に1度（平成27年、30年…）

イ 建築設備・昇降機 毎年

※ただし当該建築物の新設年度の直近の報告義務はありません。

例（新築年度 平成25年度の場合）

① 建築物の報告時期 →平成30年度

② 建築設備・昇降機の報告時期→平成27年度

3. 問い合わせ先

定期報告の詳細については、当該建築物が所在する地域を所管する下記の特
定行政庁にお問い合わせ下さい。

那覇市	都市計画部	建築指導課	(098) 951-3244
浦添市	都市建設部	建築課	(098) 876-1234
宜野湾市	建設部	建築課	(098) 893-4411
沖縄市	建設部	建築・公園課	(098) 934-3846
うるま市	都市計画部	建築指導課	(098) 965-5601

上記以外の市町村（県が所管する地域）

沖縄県北部土木事務所	建築班	(0980) 53-2010
〃 中部土木事務所	建築班	(098) 894-6513
〃 南部土木事務所	建築班	(098) 866-1762
〃 宮古土木事務所	建築班	(0980) 72-1437
〃 八重山土木事務所	建築班	(0980) 82-3077

国住指第2494号
平成25年10月15日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

病院及び診療所の防火設備に係る緊急点検について

10月11日に福岡県福岡市の整形外科において発生した火災により死者10名、負傷者5名の犠牲が出たことは、誠に遺憾である。

この火災については、現在関係当局により原因等の究明が行われているところであるが、今回火災のあった建物は建築確認の届出をせずに増築され、その際、煙感知方式に改修すべき防火戸が温度ヒューズ式のままとなっていることなどが確認されている。また、少なくとも防火戸が作動しなかったことが被害の拡大につながったと考えられているところである。かかる火災の被害を防止するため、下記により病院及び診療所の増改築の有無等及び防火設備の状況について緊急点検をお願いする。

なお、貴管内特定行政庁に対して、この旨を周知するとともに、貴都道府県において貴管内特定行政庁における点検結果をとりまとめて、当職まで報告をお願いする。

記

1. 点検対象

建築基準法別表第一に規定する病院及び診療所(患者の収容施設があるもの。以下同じ。)で、次のいずれかに該当するもの。

- ・地階又は3階以上の階を病院又は診療所の用途に供するもの
- ・病院又は診療所の用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上のもの(平屋建てのものを除く。)

2. 点検方法等

ア. 特定行政庁は、上記1. の点検対象のうち、定期調査報告の対象に指定しているものについては、直近の定期調査報告書をもとに、以下①②のとおり確認すること。

- ①無届による増改築の有無等について、確認申請書等と照合し確認
- ②防火設備の部分(管理の状況に係る部分含む。)について、要是正の有無を確認

なお、定期調査報告がなされていないものについては、建築基準法第12条第5項に基づき、建築物の所有者・管理者等に対し、増改築の有無等(増改築を行っている場合はその時期と確認を受けた年月日)及び防火設備の状況(管理の状況に係る部分含む。以下同じ。)について国土交通省告示第282号(平成20年3月10日)において



る定期調査報告における調査の項目、方法等に基づき建築士等に調査させた結果の報告を求めた上で、上記①②について確認すること。

イ. 特定行政庁は、上記1. の点検対象のうち、定期調査報告の対象に指定していないものについては、建築基準法第12条第5項に基づき、建築物の所有者・管理者等に対し、増改築の有無等（増改築を行っている場合はその時期と確認を受けた年月日）及び防火設備の状況について国土交通省告示第282号（平成20年3月10日）において定める定期調査報告における調査の項目、方法等に基づき調査した結果の報告を求めた上で、上記アの①②について確認すること。

ウ. 特定行政庁は、上記ア. 及びイ. の確認において、定期調査報告等の報告内容が不適切であるなど、増改築の有無等及び防火設備の状況について確認が困難なものについては、立入調査等を行い確認すること。

3. 違反の是正

特定行政庁は、点検の結果、無届による増改築等があったものについては、建築基準法令の適合状況を確認し、違反する事項が認められた場合は、速やかに是正指導を行うこと。また、防火設備の部分について要是正事項が確認されたものについても、速やかに是正指導を行うこと。度重なる指導にもかかわらず、正当な理由なく是正が行われない場合には、建築基準法第9条による違反是正命令等を発するなど必要な措置を講じること。

また、既存不適格である建築物においても、防火設備の適切な管理等を建築物の所有者・管理者等に促し、必要な範囲で行政指導を行うこと。

4. 点検結果の報告

各都道府県は、点検結果について別記様式にとりまとめの上、平成26年1月15日(水)までに下記担当に報告すること。

5. その他

特定行政庁は、上記1. の点検対象以外の施設についても、関係機関等から建築基準法令に違反している又は違反している疑いがある旨の通報があった場合には、必要に応じて立入調査等により事実を確認の上、是正指導を行うこと。度重なる指導にもかかわらず、正当な理由なく是正が行われない場合には、建築基準法第9条による違反是正命令等を発するなど必要な措置を講じること。

担 当：国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室 野原、鈴木
電 話 03-5253-8111（内線39-563、39-569）
F A X 03-5253-1630
mail suzuki-k2f2@mlit. go. jp
nohara-k2f2@mlit. go. jp